

日進市教育委員会定例会（令和元年12月）会議録

1. 日時

令和元年11月27日（水曜日）14時から14時55分まで

2. 場所

日進市役所 本庁舎 第3会議室

3. 出席者

〔委員〕

久保田力（教育長）、成田ゆき江（教育長職務代理者）、森本直樹、藤井美樹、小林秀一、伊藤志門の各委員

〔事務局〕

市川秋広（教育部長）、出原真路（教育部次長兼学校教育課長）、加藤誠（教育総務課長）、高田由紀（学校教育課主任指導主事）、山本健一（学校教育課指導主事）、鬼頭聡（生涯学習課長）、宇佐美香津美（図書館長）、後藤幸宏（学校教育課主幹）、市川英子（図書館主幹）

〔書記〕

嶋崎典佳（教育総務課課長補佐）、石井智史（教育総務課係長）、山田優子（教育総務課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者2名

6. 会議録署名者

久保田力教育長、森本委員、藤井委員の各委員

7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（教育長報告）

（議事）

議案第60号 日進市中央公民館管理規則等の一部改正について

議案第61号 日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について

議案第62号 令和元年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（第5号）について

議案第63号 令和2年度儀式等について

報告事項

（1）教育長報告

「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の見直しに係る提言について

（2）事務局報告

【教育総務課】

教育委員会の後援等名義使用等について〔資料 No. 1〕

【学校教育課】

事業等報告について〔資料 No. 2〕

【学校給食センター】

事業等報告について〔資料 No. 3〕

【生涯学習課】

事業等報告について〔資料 No. 4〕

【図書館】

事業等報告について〔資料 No. 5〕

教育委員会行事予定（令和元年 11 月 28 日から令和 2 年 1 月 8 日まで）について
その他

8. 次回会議日程

定例会

日時：令和2年1月8日(水曜日)午後2時から

場所：市役所本庁舎4階 第3会議室

出席者：12月定例会と同じ

発言者及び発言内容

教育長

ただ今より令和元年 12 月定例教育委員会を開会します。会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日の会議録署名者は、森本委員、藤井委員、私です。会議録調整者は、教育総務課山田とします。

本日の会議には 2 名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは傍聴者をお通してください。

（傍聴者入室）傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第 2、11 月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容について、賛成される方は挙手をお願いします。

（全員異議なし）それでは、会議録を承認とします。

次に、次第 3、私からの報告でございます。私から 4 点ご報告します。

11 月 13 日、愛日教育事務協議会の研究発表が、長久手市の南中学校で開催されました。研究主題を「自分の考えに自信をもち、学びをつなごうとする生徒の育成」として、生徒に気付きやつながりを意識した授業を目指し、多くの授業が展開されてい

ました。発表会の後半には、「新学習指導要領の目指す学びと授業を中心にして」と題し、講演があり、愛日地区の各校の先生方が熱心に討論等に参加されていました。

11月13日、日進市青少年問題協議会の講演会が市民会館で開催されました。講師に、全国ICTカウンセラー協会の安川雅史氏に、「ネットいじめ・ネット犯罪から子どもを守る」と題してご講演を頂きました。講演では、「ネット犯罪は、短期間で不特定多数の人々に被害を及ぼすといった特徴を有していることから、たくさん子ども達が被害者にならないように、安全にインターネットと向き合っていける社会を、我々大人が形成して行くことが重要である」と話されました。

11月14日、日進東中学校の学校訪問があり、今年の現職教育のテーマ「自信を育む、考える授業の創造」のもと、授業実践がなされました。再来年から始まる新学習指導要領移行期への対応が、着実になされていることを実感できました。

11月16日から17日にかけて、市民文化祭が晴天の下開催され、多くの市民の方々に参加していただきました。市民会館では文化協会の各連盟の会員の方々の作品展示や舞台発表等々が披露され、日ごろの活動の成果を発表していただきました。

私からの報告は以上です。ただ今の報告について、ご意見、ご質問はございますか。

委員

私も11月13日に日進市青少年問題協議会の講演会に参加しました。スマートフォンの問題については、まず親が子どもと向き合うことが予防策であり対応策だという話が印象的でした。学校でも講演することがあるということでしたので、児童・生徒や保護者に向けても講演を聞く機会を設けることができればと思いました。また大人でもネット社会において、無責任な行動をとっていることを反省しなければならないと感じました。

教育長

他にはよろしいでしょうか。それでは、各委員から報告があればお願いします。

委員

11月20日、学校訪問として赤池小学校を訪問しました。校長先生から現在の学校の様子をうかがいました。赤池小学校の児童数は777名で、そのうち18名の児童が特別支援学級に通っているそうです。各クラスの授業風景は大変落ち着きがあり、とても過しやすい環境で授業を受けておりました。教育目標として、「あいさつの赤池」、「うたの赤池」、「あそびの赤池」の3つを掲げ、全教職員共通理解のもとに推進しており、また、「ありがとう」の言葉を大切にし、感謝や思いやりの気持ちを育むようにしているとのことでした。赤池小学校は開校12年、学校先生は平均41歳で、県の職員以外にも市からたくさんの職員を派遣していただいております。大変助かっているとのことでした。全体を通して、これから赤池地区の児童数が増加する中で、今後どのように対応していくかが課題だと感じました。

委員

私も11月20日、赤池小学校へ訪問しました。特に印象に残ったのは、姿勢を正すことを学習の基本として取り入れている点です。昨今、スマートフォンやタブレットを使うことで、姿勢が悪い児童が増えていると言われていたため、この取り組みは非常に良いと思いました。

委員

11月14日、学校訪問として東中学校を訪問しました。印象として、各学級の授業が活発で、授業に工夫が凝らされていると感じました。授業では必ずグループ討議を積極的に取り入れようとする姿勢が伝わりましたので、今後も伸び伸びと授業に取り組んでもらいたいと感じました。

委員

現在各保育園の年長及び、年長に関わる保育士が小学一年生の授業の見学をさせていただきました。保小連携の一貫として保育園から小学校へスムーズに移行できるような関わりが保育士にとって大変勉強になりました。また、今回初めての試みでしたので、学校側にどのくらいご負担をかけてしまったのか等もお伺いできればと思います。またこれを機に学校の先生も保育園や幼稚園を訪問していただき、子どもの姿を見ていただくこともよいのではないかと思いますので、今後も活動が継続できればと思います。

委員

11月14日、第3回都市計画審議会が開催され、出席しました。内容として第1部では、名古屋都市計画用途地域の変更、名古屋都市計画生産緑地地区の変更、第2部では、臨時委員を加えて日進市都市マスタープランの改定、日進市緑の基本計画の改定について議題となりました。

第1部の名古屋都市計画用途地域の変更については、岩崎町、梅森町の2箇所で建蔽率及び容積率の変更をする上での、県への手続きについて審議されました。2つ目の名古屋都市計画生産緑地の指定変更についてですが、生産緑地の所有者が亡くなったり、介護等で農業に従事できなくなったりすることを背景に、生産緑地を解消してほしいと申し出があったことから、市内7箇所について変更するものです。年々、生産緑地が減っているのが現状ですが、市としてはある程度生産緑地を保ちたいため、今後も取り組んでいくとのことでした。

第2部の日進市都市マスタープラン、日進市緑の基本計画の改定については、10月に第1回のワークショップが開催されたため、その報告を受けました。ワークショップでは、小学校区別に分かれて、地域のいいところや気になるところを探そうというテーマで参加者が意見を出し合いました。ワークショップ全体では4回開催しますが、第2回以降は第1回で出た意見から、実際にどのようにしたらよいのかというテーマで進めていくそうです。次回の都市計画審議会は来年1月又は2月に開催予定とのことでした。

教育長

他に報告はございませんか。（しばらく間があり）ないようですので、次第3は以上です。

次に次第の4、議事に入ります。議案第60号「日進市中央公民館管理規則等の一部改正について」について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

改正前と改正後の規則の表現についてですが、改正後のものは趣旨に合った日本語の文面になっていないのではないかと思います。当該規則に関連する例規は教育委員会のみではないと思いますので、担当課へ検討いただくようお願いください。

また、今回全面禁煙ということですが、このことにより別の問題が起こる可能性もありますので、喫煙者へも配慮されるとよいのではと感じました。

教育総務課長

ただいま2点についてご意見いただきましたので、所管部署へお伝えさせていただきます。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第60号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第60号を承認とします。

次に、議案第61号「日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第61号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第61号を承認とします。

次に、議案第62号「令和元年度日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算(第5号)について」について、各課より説明をお願いします。

教育総務課長外

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

学校教育課の特別支援教育就学奨励費とはどのようなものに使用されるのでしょうか。

学校教育課長

特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し支給するもので、就学支援と同様学用品等を支給するものです。

委員

当初の見込みよりも対象となる児童・生徒が少なかったということでしょうか。

学校教育課長

当初は多く見積もっていましたが、今回は予定よりも少なかったものです。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

生涯学習課の総合運動公園多目的芝生広場測量設計とありますが、芝生を張替えるために設計が必要なのか、人工芝に変更するために設計が必要なのか教えてください。

生涯学習課長

今年度、総合運動公園野球場の外野付近で現在、木が生い茂っている箇所、グラウンドゴルフコースを設置する予定をしており、そのための設計を行うものです。これは、健康づくりを目的とした県の事業である「元気な愛知の市町村づくり事業」を活用し、設計金額の内、1/2の金額について県の補助を受ける予定となっています。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第62号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第62号を承認とします。

次に、議案第63号「令和2年度儀式等について」について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 63 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 63 号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

では次に、次第 5、報告事項に移ります。まず、教育長報告です。これは、教育長に対する事務委任規則第 2 条により教育長が委任を受けた事項のうち、重要な事項を報告させていただくものです。今回は、日進市教育委員会から日進市立小中学校適正規模等検討委員会に諮問を行ったことに対し、令和元年 11 月 15 日（金曜日）、同委員会の吉崎一人委員長より「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の見直しについて提言をいただきましたので、報告します。詳細は教育総務課より説明します。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（提言案）」の 1 ページに示されている児童生徒数の推移について、図によると令和 7 年までの推移が示されていますが、それ以降の推計はわからないのでしょうか。

教育総務課長

現在、企画政策課にて人口推計を算出しており、児童生徒数も年内中に教育委員会に提供される予定です。それを基に 1 月の日進市立小中学校適正規模等検討委員会で適正化の検討ができるよう進めております。

委員

本文中に「将来の推移についてもゆるやかに増加すると予想される」とありましたので、今後もしばらくの間は児童生徒数も増加するのか確認したかったことからお聞きしました。

教育総務課長

企画政策課の平成 30 年推計によると日進市の人口は 2035 年でピークを迎えるそうです。また、平成 31 年推計を新たに行っており、その数値を基に児童生徒数の推計はこれから行われますので、推計結果が出たところで日進市立小中学校適正規模等検討委員会にて適正化の検討を行っていきます。

教育長

他にご意見・ご質問等があればお願いします。（しばらく間があり）教育長報告は以上です。それでは、事務局報告に移ります。各所属より説明をお願いします。

教育総務課長

教育委員会の後援等名義使用等について

学校教育課指導主事

事業等報告（学校教育課）について
（各項目について説明）

学校教育課長

事業等報告（学校給食センター）について
（各項目について説明）

生涯学習課長

事業等報告（生涯学習課）について
（各項目について説明）

図書館長

事業等報告（図書館）について
（各項目について説明）

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありませんか。（しばらく間があり）事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。教育委員の出席行事等、各所属においてお知らせしたい行事がありましたら説明をお願いします。

生涯学習課長

12月7日土曜日ですが、第14回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。代表選手の壮行会を8時30分から市役所の1階ホールにて、本大会は12時25分から開催されます。

委員

今年の目標はどのように設定しているのでしょうか。

生涯学習課長

過去継続して選手が育っていますが、目標としては各個人のベストタイムに対し、目標が達成できたかどうかを重視して考えています。

教育長

教育委員会の行事予定は以上です。次に、次第7、その他として、全体を通して、ご意見、ご質問等があればお願いします。(しばらく間があり)以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

これをもちまして、12月定例教育委員会を閉会します。次回は、令和2年1月定例教育委員会を、令和2年1月8日(水曜日)午後2時から、市役所本庁舎4階 第3会議室で開催します。

議案第60号

日進市中央公民館管理規則等の一部改正について

日進市中央公民館管理規則等の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和元年11月27日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

健康増進法の一部を改正する法律の施行及び本市における受動喫煙の防止に関する方針に基づき、日進市教育委員会が所管する施設における関係規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

次の各規則における喫煙に関する規定について、別紙のとおり改正する。

- (1) 日進市中央公民館管理規則
- (2) 日進市図書館規則
- (3) 日進市生涯学習プラザ条例施行規則
- (4) 日進市ふれあい工房管理規則
- (5) 日進市スポーツセンター条例施行規則

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

日進市中央公民館管理規則等の一部を改正する規則

令和 年 月 日
 教委規則第 号

(日進市中央公民館管理規則の一部改正)

第1条 日進市中央公民館管理規則(昭和63年日進町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第5条 第8条の規定により公民館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例に規定するもののほか、公民館職員の指示に従い、特に次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>喫煙し、又は定められた場所以外で飲食し、若しくは火気を使用しないこと。</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第6条 入館者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>喫煙し、又は定められた場所以外で飲食し、若しくは火気を使用しないこと。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第5条 第8条の規定により公民館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例に規定するもののほか、公民館職員の指示に従い、特に次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第6条 入館者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

(日進市立図書館規則の一部改正)

第2条 日進市立図書館規則(平成元年日進町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の義務)</p> <p>第5条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(利用者の義務)</p> <p>第5条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) <u>喫煙し、又は所定の場所以外で飲食</u> をしないこと。	(3) <u>所定の場所以外で喫煙、飲食等</u> をし ないこと。
(4) 略	(4) 略

(日進市生涯学習プラザ条例施行規則の一部改正)

第3条 日進市生涯学習プラザ条例施行規則(平成16年日進市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用者の遵守事項) 第7条 利用者は、条例に規定するもののほか、職員の指示に従い、特に次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>喫煙し、又は定められた場所以外で飲食し、若しくは火気を使用しないこと。</u> (4)～(8) 略 (入館者の遵守事項) 第13条 入館者は、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>喫煙し、又は定められて場所以外で飲食し、若しくは火気を使用しないこと。</u> (2)～(5) 略	(利用者の遵守事項) 第7条 利用者は、条例に規定するもののほか、職員の指示に従い、特に次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u> (4)～(8) 略 (入館者の遵守事項) 第13条 入館者は、次の事項を守らなければならない。 (1) <u>定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u> (2)～(5) 略

(日進市ふれあい工房管理規則の一部改正)

第4条 日進市ふれあい工房管理規則(平成18年日進市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用者の遵守事項) 第4条 利用者は、工房の利用に際して、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略	(利用者の遵守事項) 第4条 利用者は、工房の利用に際して、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略

(3) <u>喫煙し、又は所定の場所以外で飲食し、若しくは火気を使用しないこと。</u>	(3) <u>所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u>
(4)～(7) 略	(4)～(7) 略

(日進市スポーツセンター条例施行規則の一部改正)

第5条 日進市スポーツセンター条例施行規則(平成8年日進市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第12条 スポーツセンターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>喫煙し、又は定められた場所以外で火気を使用すること。</u> (2)～(9) 略	(行為の禁止) 第12条 スポーツセンターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>定められた場所以外での喫煙及び火気を使用すること。</u> (2)～(9) 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

改正方針

1 考え方

市の方針として健康増進法上の第1種施設及び第2種施設の敷地内（屋内・屋外両方を含む。以下同じ。）を禁煙とする。各施設の禁煙とする考え方は次のとおりとする。

- (1) 第1種施設については、健康増進法の規定により敷地内禁煙となっている。例外として特定屋外喫煙場所を設置することができるが、本市は設置しないこととした。
- (2) 第2種施設については、健康増進法の規定により敷地内のうち屋内については管理者の判断により禁煙、分煙、喫煙等を選択することができることとなっており、本市は禁煙とした。敷地内のうち屋外については法令上特段の規定はないが、当該第2種施設の管理者の権限により敷地内禁煙とすることとした。

以上のとおり、本市においては健康増進法の規定及び管理者権限に基づき、各施設の敷地内を禁煙とすることとなるため、この考え方に沿っていない規定については2に示す方針に基づき改正を行う。

2 改正の方針

※施設ごとの例規整備の分類は「施設分類一覧」を参照のこと。

(1) 管理規則がある施設

ア 利用者等の遵守事項の規定がある場合

- ・特定の場所以外における喫煙の禁止に関する規定となっている場合は、喫煙そのものを禁止とするよう改正する。
- ・喫煙の禁止に関する規定がない場合は、上記規定との整合を取るため喫煙の禁止規定を追加する。

イ 利用者等の遵守事項の規定がない場合

喫煙の禁止規定を設けるために新たに遵守事項を追加する例規整備は行わない（当該施設における禁煙は、管理者権限の下、推進することとなる。）。

※子育て総合支援センター（にしん子育て総合支援センター管理規則）については、既に喫煙の禁止規定があるため例規整備を行わない。

(2) 管理規則がない施設

喫煙の禁止規定を設けるために新たに管理規則を制定する等の例規整備は行わない（当該施設における禁煙は、管理者権限の下、推進することとなる。）。

施設分類一覧

※「健康増進法の改正に伴う公共施設における受動喫煙防止対策の推進について(通知)」(令和元年6月26日付け事務連絡)に記載されている施設を対象としています。

(1) 管理規則がある施設

ア 利用者等の遵守事項の規定がある場合(例規集の体系順に掲載)【要例規整備(規則改正)】

施設名	種別	管理規則名	担当部課
市長部局			
市役所	第1種	日進市庁舎管理規則	総務部財政課
にぎわい交流館	第2種	日進市にぎわい交流館条例施行規則	市民生活部市民協働課
福祉会館	第1種	日進市福祉会館管理運営規則	健康福祉部福祉会館
中央福祉センター	第2種	日進市中央福祉センター条例施行規則	健康福祉部地域福祉課
福祉情報センター	第2種	日進市福祉情報センター管理規則	健康福祉部地域福祉課
障害者福祉センター	第1種	日進市障害者福祉センター管理規則	こども福祉部こども課
児童遊園	第1種	日進市児童厚生施設の設置、管理及び運営に関する規則	こども福祉部こども課
ちびっこ広場	第1種	日進市児童厚生施設の設置、管理及び運営に関する規則	こども福祉部こども課
高齢者生きがい活動センター	第2種	日進市高齢者生きがい活動センター管理規則	健康福祉部地域福祉課
保健センター	第1種	日進市保健センター条例施行規則	健康福祉部健康課
エコドーム	第2種	日進市中央環境センター管理規則	市民生活部環境課
市民会館(勤労福祉会館)	第2種	日進市勤労福祉会館管理規則	教育部生涯学習課
教育委員会			
市民会館(日進市中央公民館)	第2種	日進市中央公民館管理規則	教育部生涯学習課
図書館	第2種	日進市立図書館規則	教育部図書館
生涯学習プラザ	第2種	日進市生涯学習プラザ条例施行規則	教育部生涯学習課
ふれあい工房	第2種	日進市ふれあい工房管理規則	教育部生涯学習課
スポーツセンター	第2種	日進市スポーツセンター条例施行規則	教育部生涯学習課
旧市川家住宅	第2種	日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	教育部生涯学習課

イ 利用者等の遵守事項の規定がない場合【例規整備不要】

施設名	種別	管理規則名	担当部課
市長部局			
保育園	第1種	日進市立保育園の管理及び運営に関する規則	こども福祉部こども課
野方三ツ池公園交流館	第2種	野方三ツ池公園交流館管理運営規則	建設部都市計画課
教育委員会			
小中学校	第1種	日進市立学校管理規則、日進市立学校施設管理細則	教育部学校教育課
岩崎城歴史記念館	第2種	岩崎城歴史記念館規則	教育部生涯学習課
総合運動公園	第2種	日進市都市公園における運動施設の管理運営に関する規則	教育部生涯学習課
教育支援センター	第2種	日進市教育支援センター条例施行規則	教育部学校教育課
上納池スポーツ公園	第2種	日進市都市公園における運動施設の管理運営に関する規則	教育部生涯学習課
東山グラウンド	第2種	日進市スポーツ施設管理規則	教育部生涯学習課
米野木北山グラウンド	第2種	日進市スポーツ施設管理規則	教育部生涯学習課
テニスコート	第2種	日進市スポーツ施設管理規則	教育部生涯学習課

(2) 管理規則がない施設【例規整備不要】

施設名	種別	管理規則名	担当部課
市長部局			
北高上緑地事務所	第2種		建設経済部都市計画課
その他の公園	第2種		建設経済部都市計画課
北部浄化センター	第2種		建設経済部下水道課
南部浄化センター	第2種		建設経済部下水道課
駅前広場	-		建設経済部土木管理課
教育委員会			
学校給食センター	第2種		教育部学校給食センター
明治記念館	第2種		教育部生涯学習課

議案第61号

日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について

日進市指定文化財補助金交付要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和元年11月27日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

地方自治法施行規則の一部改正（7節「賃金」の廃止）に伴い、日進市指定文化財補助金交付要綱の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

「別表」（第2条関係）の補助対象経費のうち、賃金を報酬に改める。

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

日進市指定文化財補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
 教委要綱第 号

日進市指定文化財補助金交付要綱(平成20年日進市教育委員会要綱第16号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助対象事業			補助対象事業		
区分	補助事業の内容	補助対象経費	区分	補助事業の内容	補助対象経費
有形、無形、民俗文化財保存事業	略	報酬 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費	有形、無形、民俗文化財保存事業	略	賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費
天然記念物保存事業	略	報酬 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費	天然記念物保存事業	略	賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

日進市指定文化財補助金交付要綱

平成20年4月1日

教委要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市文化財保護条例(昭和51年日進町条例第1号)第8条第1項に規定する、市指定文化財の管理又は修理(以下「文化財保存事業」という。)に対する補助金の交付に関し、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる文化財保存事業(以下「補助事業」という。)の内容は別表のとおりとし、補助事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内(上限額50万円)を予算の範囲内において、補助金として交付する。

2 補助事業は次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 緊急かつ必要性があること。
- (2) 事業に必要な財源が確立していること。
- (3) 当該年度内に事業が完了すること。

3 補助事業を着手したのちに指定の変更があつた場合は、当該事業完了までは、市指定文化財とみなし、規則及びこの要綱の適用を受ける。

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、事業ごとに、日進市指定文化財補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請が提出されたときは、その申請内容が適正であるかを調査し、適正と認めた場合には補助金の交付決定を行い、日進市指定文化財補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、規則第6条に規定する申請の取下げをしようとする場合は、その旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 市長は、規則第7条に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定した内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に係る必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定により、完了の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、日進市指定文化財補助金実績報告書(第4号様式)に事業報告書(第5号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の目的を達成していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日進市指定文化財補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を補助事業者に交付するものとする。

3 市長は、規則第11条第2項の規定により、請求書(第7号様式)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、その全部又は一部を概算交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業における補助金に精算額が生じたときは精算書(第8号様式)を提出させるものとする。又、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業		
区分	補助事業の内容	補助対象経費
有形、無形、民俗文化財保存事業	修理 防災施設の設置調査、記録 作成 上記に準ずると市長が認 めた事業	<u>賃金報酬</u> 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費
天然記念物保存事業	保守管理 調査、記録作成 保存整備 上記に準ずると市長が認 めた事業	<u>賃金報酬</u> 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費

議案第62号

令和元年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（第5号）について

令和元年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（第5号）について別紙のとおり提出します。

令和元年11月27日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議決を経るべき議案について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

3 主な内容

別紙のとおり

令和元年度 日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算(第5号)概要

教育総務課

歳入

款項目	事業等の名称 (款一目一細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業一節一細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	教育委員会事務局総務事務		140
	01 報酬	小中学校適正規模等検討委員会会議の開催日数が増加したため (217,000円+(7,000円*11人*2回)) - 231,000円 = 140,000円	
	小中学校適正規模等検討委員会		
	教育委員会事務局総務事務		3
	11 需用費(食糧費)	小中学校適正規模等検討委員会会議の開催日数が増加したため 執行済額5,930円+(100円*1.1*13人*2回) - 6,000円 = 2,790円	
	食糧費		
歳出合計			143

令和元年度 日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算(第5号)概要

学校教育課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
15.2.6	15 国庫支出金	歳出不要に伴う減額 歳出執行見込額 小1,110,000円+中492,000円=1,592,000円 (1,592,000円*補助率1/2) - 1,155,000円 = -359,000円	-359
	教育費国庫補助金		
	特別支援教育就学奨励費		
歳入合計			-359

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	健康診断事業	執行残の減額 ・小学校歯科健康診断器具滅菌業務 ・小学校就学時歯科健康診断器具洗浄業務 213,300円 - 384,000円 = -170,700円	-170
	12 役務費		
	歯鏡等滅菌手数料		
	14 使用料及び賃借料	執行残の減額 ・小中学校耳鼻咽喉科健康診断用器具リース ・小学校歯科健康診断器具リース ・小学校就学時歯科健康診断器具リース 461,550円 - 732,000円 = -270,450円	-270
		耳鏡等リース料	
	14 使用料及び賃借料	中学校部活動の選手派遣に係るバス借上料及び楽器運搬に係るトラック借上料の発生に伴う追加要求 2,020,000円	2,020
	19 負担金、補助金及び交付金	中学校部活動の選手派遣に係る参加費・登録費・公共交通機関運賃等の発生に伴う追加要求 982,000円	982
19 負担金、補助金及び交付金	選手派遣事業負担金		
10.2.2	小学校運営事業	モップリース執行残の減額 74,556円 - 398,000円 = -323,444円	-323
	14 使用料及び賃借料		
	清掃用具借上料		
	20 扶助費	卒業アルバム代の追加等による増額 26,612,856円 - 23,332,000円 = 3,280,856円	3,280
	要・準要保護児童就学奨励費		
	特別支援教育就学奨励費	不要額の減額 1,100,000円 - 1,807,000円 = -707,000円	-707

10.3.2	中学校運営事業		
	14 使用料及び賃借料	AEDリース執行残の減額 202,953円 - 346,000円 = -143,047円	-143
	AED借上料		
		モップリース執行残の減額 35,316円 - 114,000円 = -78,684円	-78
	清掃用具借上料		
	中学校就学支援事業		
	20 扶助費	卒業アルバム代の追加及び不用額の減額 27,145,078円 - 27,708,000円 = 562,922円	-563
	要・準要保護児童就学援助費		
歳 出 合 計			4,028

令和元年度 日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算(第5号)概要

学校給食センター

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.5.3	給食センター施設・設備維持管理事務	老朽化に伴う設備機器類の修繕が見込みより増加したため 11,641,000円 - 9,500,000円 = 2,141,000円	2,141
	11 需用費(修繕料)		
	修繕料		
歳出合計			2,141

令和元年度 日進市一般会計(教育委員会所管部分)補正予算(第5号)概要

生涯学習課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
16.2.7	16 県支出金	助成決定に伴う増額 ・総合運動公園多目的芝生広場測量設計 1,705,000円 - 0円 = 1,705,000円	1,705
	教育費県補助金		
	元気な愛知の市町村づくり事業		
款項目	事業等の名称 (款-目-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
21.4.1	21 諸収入	助成決定に伴う増額 ・日進市スポーツセンター多目的マット購入 ・日進市スポーツセンター第4競技場畳設置工事 ・にっしんスポーツフェスタ事業 (679,000円 + 2,212,000円 + 1,500,000円) - 1,000円 = 4,390,000円	4,390
	雑入		
	スポーツ振興くじ助成金		
歳入合計			6,095

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳出合計			0

議案第63号

令和2年度儀式等について

令和2年度儀式等について、別紙のとおり提出します。

令和元年11月27日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、令和2年度儀式等を決定するにあたり、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第13号及び第3条

3 内容

別紙のとおり

令和2年度 儀式等について

儀式	小学校	中学校
入学式	4月 6日 (月)	4月 7日 (火)
1学期始業式	4月 7日 (火)	4月 7日 (火)
終業式	7月20日 (月)	7月20日 (月)
2学期始業式	9月 1日 (火)	9月 1日 (火)
終業式	12月23日 (水)	12月23日 (水)
3学期始業式	1月 7日 (木)	1月 7日 (木)
卒業式	3月19日 (金)	3月 3日 (水)
修了式	3月24日 (水)	3月24日 (水)

(写)

「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置
に関する基本方針」の見直しについて（提言）

令和元年 11 月

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

はじめに

日進市立小中学校適正規模等検討委員会は、日進市教育委員会からの諮問に基づき、日進市における今後の学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方について提言するため、令和元年7月26日、10月18日、2回の委員会を開催し、検討を行いました。

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

近年では、平成20年度に赤池小学校、平成25年度には、竹の山小学校及び日進北中学校が開校し、また、平成27年度には赤池小学校の5階部分を増築しています。令和7年度までの児童生徒数の推計においては、過大規模校や普通教室の不足は発生しないものの、区画整理事業や宅地開発等による人口変動が想定されるため人口推移の動向に注視する必要があるとされています。

このような状況において、学校施設の整備にあたっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。

また、市内に大規模校と小規模校をともに抱える現状から、学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

平成24年8月に「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」が策定され、策定後7年が経過しました。その間に、国においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が示されるなど、刻々と変化する社会状況への対応が必要となっています。

これらを踏まえ、本委員会は、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」の見直しについて、提言としてとりまとめました。

この提言を踏まえ、日進市教育委員会においては、より良い教育環境の整備を期待するとともに、併せてこの提言内容の具体化にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みが推進されることを切に願います。

令和元年11月15日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会
委員長 吉崎 一人

日進市立小中学校適正規模等検討委員会における提言内容

日進市教育委員会からの諮問に基づき、「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本方針」の見直しについて次のとおり提言します。

1. 学級数の考え方について

学区ごとの個別の検討にあたり、普通教室数の過不足については普通学級数に加えて、特別支援学級数等の状況を考慮する必要があります。

2. 通学区域について

適正配置の議論においては、各校の通学現状や将来の方向性を考慮する必要があります。

3. 学校規模ごとの傾向について

学校規模によるメリットデメリットについては、個別実情等によるところも大きいことから基本方針の記載を修正する必要があります。

4. 人口推計について

適正規模の検討にあたっては、地区別年齢別の児童生徒数の経年変化等を十分に分析する必要があります。

5. 基本方針の見直しについて

国等の施策の大幅な変更や社会情勢の変化等により見直しの必要が生じた場合は、その都度基本方針を見直す必要があります。

日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針
(提言案)

目 次

I	現状	1
1	小中学校の現状	1
(1)	児童生徒数の推移	1
(2)	学級数の推移	1
(3)	通学区域	2
II	学校の適正規模	3
1	学校規模が学校教育に影響する側面	3
2	学校規模の適正化の必要性	3
3	適正規模の基準	4
III	学校の適正配置	5
1	適正配置の基準	5
(1)	基本となる考え方	5
(2)	配置の基準	5
2	適正配置への取組み方	5
(1)	小規模校・過小規模校への対応	5
(2)	大規模校・過大規模校への対応	6
3	適正配置への具体的な進め方	6
	委員名簿	7
	会議の経過	7

I 現状

1 小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

- ・ 図1に示すように、小学校の児童数は、昭和55年の4,772人をピークに減少傾向を示していたが、平成2年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成27年には5,707人となっている。将来の推移についても、増加すると予想される。(※令和元年は6,065人)
- ・ 同じく、図1に示すように、中学校の生徒数は、小学校より5年遅れで同じ傾向を示しており、昭和60年の2,496人をピークに減少傾向を示していたが、平成7年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成27年には2,564人となっている。将来の推移についてもゆるやかに増加すると予想される。(※令和元年は2,588人)

『市内学区児童生徒推計資料』, H28.5より

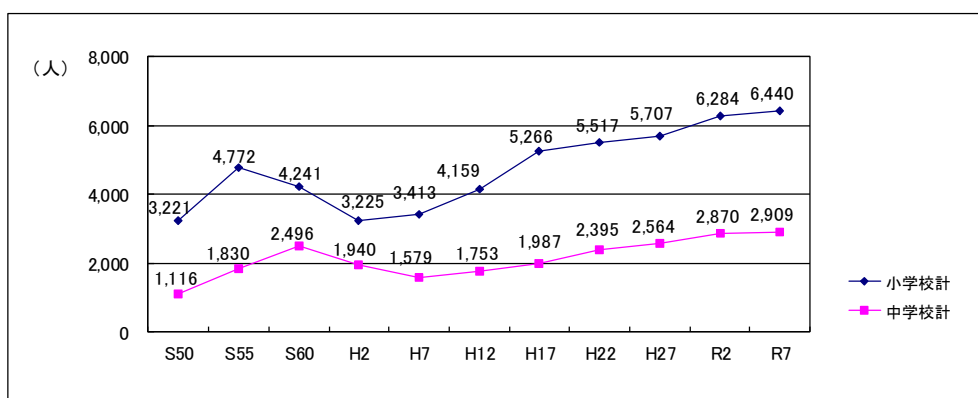


図1 市全体の児童生徒数の推移

(2) 学級数の推移

- ・ 図2に示すように、小学校の学級数は、平成2年度以降増加傾向を持続しており、令和2年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。(※令和元年は188学級)
- ・ 同じく、図2に示すように、中学校の学級数は、小学校より遅れて増加傾向を示し、令和2年度まで増加し、その後横ばいとなると予想される。(※令和元年は73学級)

(※学級数に特別支援学級の数は含まない)

『市内学区児童生徒推計資料』, H28.5より

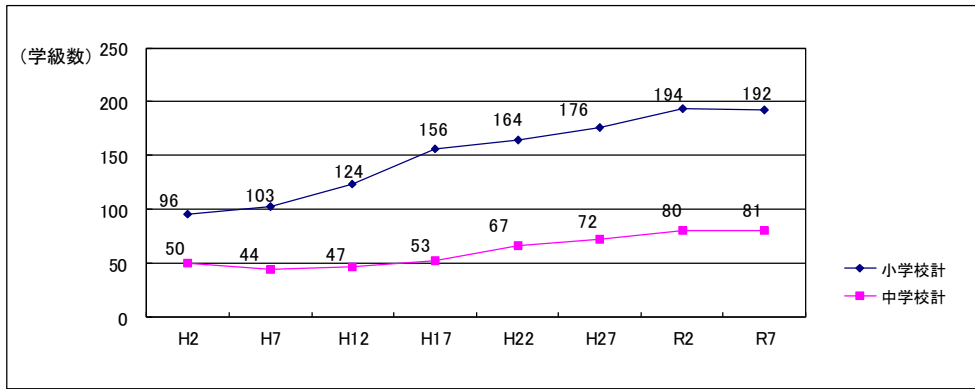


図2 市全体の学級数の推移

(3) 通学区域

通学区域については、「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」（学校教育法施行令第5条2項）と規定されており、日進市においても、この規定に基づき、「日進市立小中学校通学区域に関する規則」において、あらかじめ学校毎に通学区域を設定し、就学する学校を指定している。

また、通学距離については、「小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内」とされている（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）が、日進市では、独自の基準として「小学校は3km以内、中学校は5km以内」を一定の基準としている。

現在、日進市の小学校の児童の大半は徒歩で通学しており、通学距離は概ね2.5km以内であるが、米野木町三ヶ峯地区では、4kmを超えており、公共交通機関（バス）を利用している児童もいる。

中学校の生徒は、徒歩及び自転車で通学しており、通学距離は概ね5km以内であり、通学距離や道路整備状況等により自転車通学を認めている（表1参照）。

表1 市内中学校の通学状況

日進中学校	原則徒歩通学。ただし、自転車通学許可区域内（南山手線以南）は申請があれば、自転車通学を認める。
日進西中学校	全員徒歩通学。
日進東中学校	一部自転車通学あり。 自転車通学区域（東小学区：東名高速道路以北、相野山小学区：全域、梨の木小学区：栄一丁目・二丁目）
日進北中学校	全員徒歩通学。

（※令和元年度時点）

近年、登下校時の自転車での交通事故が発生することもあり、また、朝の登校

時は自転車が集中し、交差点や学校周辺道路に自転車が滞留することから、安全性や他の通行人及び周辺住民への配慮が課題となっている。

II 学校の適正規模

1 学校規模が学校教育に影響する側面

学校規模によって、以下のような面について影響が及ぶことが想定される。

○学習・生活指導

- ・児童生徒の学習状況の把握や指導のきめ細かさ
- ・集団での学び合いの機会
- ・学校施設や教材・教具等の充足性
- ・学校行事等の教育活動における活躍や発表の機会
- ・児童または生徒間の交流の機会
- ・保護者、地域との連携の効率性

○学校運営

- ・経験年数、専門性、男女比等の教職員配置のバランス
- ・教職員間の意思疎通・共通理解
- ・教員一人への校務や行事の役割等への負担
- ・クラブ活動や部活動のバリエーション
- ・学級編制のバリエーション

文部科学省、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』，H27-1-27 参考

2 学校規模の適正化の必要性

1で示した様々な側面への影響を鑑み、学校間での教育環境の不均衡の是正が必要となる。このことを実現するために、学校の適正規模を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図っていくことが必要になる。

なお、学校規模を検討するにあたり、児童生徒数や教職員数、教室数や施設の面積などを規模の基準とすることもできるが、学校規模に関する関係法令等（※）では学校規模を学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数なども決まってくることから、学級数を学校規模の基準とする。

※【参考】学校規模に関する関係法令等

○学校教育法施行規則（第41条・第79条）

小学校については、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、中学校については、小学校の規定を準用するとしている。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第4条）

適正な学校規模の条件として、「学級数が概ね12学級から18学級まで」とし、学校を統合する場合には「24学級まで」としている。

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）

11学級までを小規模校、25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校としている。

3 適正規模の基準

国の基準などを参考に、学校の規模を次のように定める（表2）。なお、中学校については、1学年あたりの学級数を鑑み18学級までを適正規模とする。

表2 学校規模の区分

規模区分 小中の別	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	6学級以下	7から11学級	12から24学級	25から30学級	31学級以上
中学校	6学級以下	7から11学級	12から18学級	19から30学級	31学級以上

（※学級数には特別支援学級の数は含まない）

【各規模の定義】

過小規模校：複式学級が発生し是正を要する規模

小規模校：クラス替えができなくなる学年があり是正を要する規模

適正規模校：望ましい又は理想とする規模。必ずしも適正規模でないと直ちに是正しなければならないというものではなく、できる限りそれに近づけるように目指す標準としての規模をいう。

大規模校：施設の収容能力によっては是正を要する規模

過大規模校：学校活動や学校運営に支障がでるため是正を要する規模

Ⅲ 学校の適正配置

1 適正配置の基準

(1) 基本となる考え方

- ①学校（地域）によって教育環境にできるだけ差が生じないように配慮することが必要。
- ②児童生徒の通学にかかる負担を考慮し、安全性を確保することが必要。
- ③学校と地域コミュニティのつながりに配慮することが必要。

(2) 配置の基準

- ①学校間で教育環境の差が生じないように、適正な規模の学校を地域にバランスよく配置されること。
- ②通学距離について、小学校は3km以内、中学校は5km以内を一定の基準とすること。なお、自転車通学については、生徒の安全性などを考慮し、今後、その運用について検討する必要があると考えられる。
- ③通学区域は、行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していること。

なお、この基準を満たすことができない場合においては、公共交通機関の利用を認めるなど、児童生徒の通学にかかる負担軽減や安全の確保に配慮を図るものとする。

2 適正配置への取組み方

(1) 小規模・過小規模校への対応

- ①小規模校（7から11学級）・過小規模校（6学級以下）ともに、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過小規模校または小規模化の著しい学校から優先的に取り組むものとする。

ア 学区の見直し等により適正化を図る。

イ 近接する学校との統合を行う。

※小学校と中学校が近接する場合は、上記の他に小中併設校とすることも考えられる。

(2) 大規模・過大規模校への対応

①過大規模校（31 学級以上）については、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過大規模校または大規模化の著しい学校から優先して取り組むものとする。

ア 学区の見直しや学校施設の増築により適正化を図る。

イ 上記の方法では対応しきれない場合で、さらに長期間にわたり過大規模の状態が続くことが予想される場合は、新設校の建設について検討する。なお、この場合は建設用地の確保についても十分考慮する必要がある。

②大規模校（小学校 25 から 30 学級、中学校 19 から 30 学級）については、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合や、施設規模（施設面積や運動場面積等）が、当該児童生徒に対して著しく狭い場合などについては、過大規模校に準拠したかたちでその対応を検討する。また、それ以外の場合においても、児童生徒のより良い教育環境整備に必要なものについては、適宜、適切な方法において検討するものとする。

※今後、この基本方針に基づき具体的な措置を講じる際には、特別支援学級や特別教室、体育館やプールなどの施設についても考慮するものとする。

③普通教室数の過不足の検討にあたっては、普通学級数に加えて、特別支援学級数の状況も考慮に入れる必要がある。

3 適正配置への具体的な進め方

学校の適正配置を進めるにあたっては、次のような取り組みを行う。

①適正化の対象となる学校があるかどうかの判定や適正化の手法等について検討する組織を設置する。

②上記組織の検討結果に基づき、適正化を具体的に進めていくための検討組織を設置する。（例：学区の見直し等であれば学区検討部会など）

③取り組みを行うにあたっては、情報公開に努めるとともに、地域住民との対話と連携を図りながら進めるものとする。

④本基本方針については、国等の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときにはその都度見直しの検討を行う。

【委員名簿】

	委嘱区分	所属等	氏名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	吉崎 一人
2	行政区の代表者	浅田区長	浅井 幸三
3	行政区の代表者	折戸区長	福岡 右三
4	行政区の代表者	三本木区長	加藤 保之
5	行政区の代表者	岩崎台区長	田中 拓己
6	小中学校PTAの代表者	相野山小学校 PTA 会長	小寺 博
7	小中学校PTAの代表者	相野山小学校 PTA 母親代表	前田 奈七
8	小中学校PTAの代表者	東小学校 PTA 会長	大屋 芳郎
9	小中学校PTAの代表者	東小学校 PTA 母親代表	芦野 留美
10	小中学校長の代表者	赤池小学校長	大津 正仁
11	小中学校長の代表者	日進東中学校長	説田 正
12	公募の市民	公募委員	島村 紀代美
13	公募の市民	公募委員	基 優子

【会議の経過】

令和元年7月26日

第1回日進市立小中学校適正規模等検討委員会 開催

- ・日進市立小中学校適正規模等検討委員会の位置付けについて
- ・「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改訂について

令和元年10月18日


第2回日進市立小中学校適正規模等検討委員会 開催

- ・「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（提言案）について

日進市教育委員会 後援等名義使用申請書

1年 10月 15日

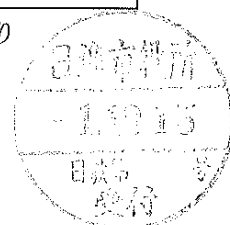
日進市教育委員会 様

(申請者)	団体名 日進綱引連盟	
	代表者氏名 鈴木 隆	
	所在地 日進市北新町相野山1318-2	
	又は住所	
	電話番号 0561-73-5403 携帯 090-1824-8345	

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	にしんスポーツ大会 第26回 春季綱引大会	
③実施期間 及び日時	2年 2月 1日(土) / 19時 00分 ~ 21時 00分準備3 2年 2月 2日(日) / 9時 00分 ~ 15時 00分大会	
④会場	日進市スポーツセンター第一競技場	
⑤事業の目的	綱引競技の普及、発展、継続	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	<input type="checkbox"/> 無料 <input checked="" type="checkbox"/> 有料 (一人当たり/400円)	
⑧周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	
	<input type="checkbox"/> その他 ※周知先等を具体的にご記入ください。 従前参加チーム、新規参加チーム	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり又は申請中	
	<input type="checkbox"/> なし ※申請先をご記入ください。 中日新聞社	
⑩主催者について	発足年月日 平成6年 2月 1日 会員数 23人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 鈴木 隆 電話 090-1824-8345	

裏面あり



日進市教育委員会 後援等名義使用申請書兼誓約書

平成2年 10月28日

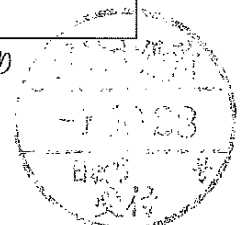
日進市教育委員会 様

(申請者) 団体名 琴苑書院, 日進書道塾
 代表者氏名 萩野 琴苑
 所在地
 又は住所 日進市 蟹甲町 家布58
 電話番号 0561-72-2603

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	書道展	
③実施期間 及び日時	2年 1月31日(金) / 9時30分 ~ 5時00分 ~ 年 2月1,2日(土日) / 9時30分 ~ 5時00分 2日は4時終	
④会場	日進図書館	
⑤事業の目的	書道に親(ひ)人達の 親睦 子供達の 書教育	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 有料 (円)
⑧周知方法	<input type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	<input type="checkbox"/> その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 中日新聞, 中日ホームニュース, 書泉誌	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input type="checkbox"/> あり又は申請中	<input checked="" type="checkbox"/> なし
	※申請先をご記入ください。	
⑩主催者について	発足年月日 1992年 3月 日	
	会員数 (大人, 小人) 90人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 <u>萩野 琴苑</u> 電話 <u>0561-72-2603</u>	

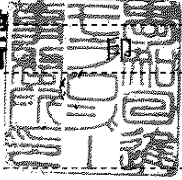
裏面あり



日進市教育委員会 後援等名義使用申請書兼誓約書

2022年10月29日

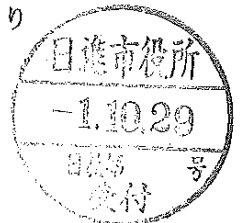
日進市教育委員会 様

(申請者)	団体名	〒470-0135 愛知県日進市岩崎台1丁目1411番地	
	代表者氏名	愛知日進モラロジー事務所	
	所在地	代表世話人 栗山 芳高	
	又は住所	電話 (0561)72-2210番	
	電話番号		

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	モラロジー講演会	
③実施期間 及び日時	令和2年2月16日(日) / 10時00分 ~ 12時00分~ 年 月 日 () / 時 分 ~ 時 分	
④会場	日進にぎわい交流館	
⑤事業の目的	生涯学習の観点から、道徳に基づく人間形成と健全で民主的な社会づくりに参画する為の教養を高めることを目的とする。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 有料 (円)
⑧周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	<input type="checkbox"/> その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 にぎわい交流館の情報コーナーにチラシを置かせて頂く	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input type="checkbox"/> あり又は申請中	<input checked="" type="checkbox"/> なし
	※申請先をご記入ください。	
⑩主催者について	発足年月日 昭和55年 4月 1日 会員数 60 人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 栗山 芳高 電話 0561-72-2210 携帯090-7035-8833	

裏面あり



12月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校教育課

11月14日 (木) 事業名 愛日事務協学校訪問(日進東中学校)
成果等 今日的課題を踏まえて設定した研究テーマのもと、日ごろの研究成果を各学級の公開授業及び特設授業を参観することができた。落ち着いた雰囲気での学習に取り組み、学校生活を送る生徒の様子を感じることができた。特設授業では家庭科、道徳が公開された。家庭科の研究協議では、深い学びにするための意見交換が活発に行われた。今年度教科化された道徳の研究協議では、授業の展開や発問など熱心な意見交換が行われた。
11月16日 (土) 事業名 第68回愛知県中学校駅伝大会(日進西中)
成果等 愛知県内各地区の予選を勝ち抜いた男女共に50校が、新城総合公園にて熱戦が繰り広げられた。男子は18kmを6区間、女子は12kmを5区間で走った。結果としては男子は47位、女子は16位と愛知県のレベルの高さを痛感させられたが、1・2年生にとっては、来年に向けて素晴らしい経験をすることができた。
11月20日 (水) 事業名 第2回教育支援委員会、第2回特別支援教育連携協議会
成果等 令和2年度小学校・中学校就学予定児童生徒の支援について、各校教務主任より特別支援学級に在籍または今後その可能性のある児童生徒の状況報告があった。また、委員の皆様よりご指導・ご助言をいただいた。 特別支援教育連携協議会では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う方策について協議した。出生から就労まで、ライフステージに沿った支援と機関相互の連携の重要性を委員の方々から助言していただいた。

[資料 No.3]

12月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校給食センター

11月20日(水) 事業名 学校給食センター見学・試食会
<p>成果等</p> <p>応募市民を対象に給食センター2階見学通路より調理風景をご覧いただき、ビデオにより調理から洗浄、残菜処理までの様子を紹介し、給食試食。参加者は10名でした。</p>
<p>月 日() 事業名</p> <p>成果等</p>
<p>月 日() 事業名</p> <p>成果等</p>
<p>月 日() 事業名</p> <p>成果等</p>
<p>月 日() 事業名</p> <p>成果等</p>

12月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 生涯学習課

11月13日(水) 事業名 青少年健全育成講演会
<p>成果等</p> <p>日進市民会館小ホールにおいて安川雅史氏を講師にお迎えし、「ネットいじめ・ネット犯罪から子どもを守る」の演題で青少年の健全育成を目的とした講演会を実施しました。</p>
11月16日(土)、17日(日) 事業名 にっしん文化祭 & レクリエーションスポーツまつり
<p>成果等</p> <p>「第40回にっしん文化祭」及び「2019レクリエーションスポーツまつり」を開催しました。市民会館では、16日(土)～17日(日)の2日間に渡り、各連盟による展示、舞台発表、体験コーナー、アトラクション等が行われました。また、17日(日)はスポーツセンターにおいて、たくさんのレクリエーションスポーツを体験できるイベントが開催され、多くの参加者を楽しませました。</p>
11月18日(月) 事業名 第33回日進市菊花大会表彰式
<p>成果等</p> <p>岩崎城歴史記念館前の特設テントにおいて11月5日から11月17日まで菊花大会を開催しました。11月18日には、優れた菊花の出品者に市長賞をはじめとする賞が贈られました。</p>
月 日() 事業名
成果等
月 日() 事業名
成果等

12月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 図書館

11月9日(土)～17日(日) 事業名 図書館まつり
<p>成果等</p> <p>図書館に関わるボランティアによる本の公開修理、朗読、本の読み聞かせ等や図書館主催の本のリサイクル市等の催しに多くの方々が足を運んでいただき、盛況に開催されました。</p>
11月20日(水) 日進中学校(特別支援)見学
<p>成果等</p> <p>中学1年から3年生が、身近な施設の役割やどんな仕事をしているのかを知るために図書館の施設見学をされました。</p>
<p>成果等</p>
<p>成果等</p>
<p>月 日() 事業名</p>
<p>成果等</p>

教育委員会行事予定表

令和元年11月28(木)から令和2年1月8日(水)まで

令和元年 11月28日	木	市議会定例会開会	
11月29日	金	瀬戸図書館友の会視察受入 12:00～15:00	図書館
11月30日	土		
12月1日	日		
12月2日	月	市議会本会議①	
12月3日	火	市議会本会議②	
12月4日	水	市議会本会議③	
12月5日	木	市議会本会議④・予算決算委員会①	
12月6日	金	12月定例校長会 第5会議室 9:30～	学校教育課
12月7日	土	第14回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 代表選手壮行会8:30～ 市役所1Fホール／本大会12:25～ 愛・地球博記念公園	生涯学習課
12月8日	日		
12月9日	月	常任委員会・予算決算委員会分科会	
12月10日	火		
12月11日	水		

教育委員会行事予定表

令和元年11月28(木)から令和2年1月8日(水)まで

12月12日	木		
12月13日	金	令和元年度第2回日進市立図書館協議会(視察研修) みよし市 13:00~	図書館
12月14日	土		
12月15日	日		
12月16日	月		
12月17日	火		
12月18日	水	市教委学校訪問<日中> 10:30~ 予算決算委員会②	教育総務課
12月19日	木		
12月20日	金	市議会定例会閉会 2学期 給食終了日 セレクトランチ	学校給食センター
12月21日	土		
12月22日	日		
12月23日	月	市内小中学校2学期終業式	
12月24日	火		
12月25日	水		

教育委員会行事予定表

令和元年11月28(木)から令和2年1月8日(水)まで

12月26日	木		
12月27日	金	市役所仕事納め	
12月28日	土		
12月29日	日		
12月30日	月		
12月31日	火		
令和2年 1月1日	水		
1月2日	木		
1月3日	金		
1月4日	土		
1月5日	日		
1月6日	月	市役所仕事初め	
1月7日	火	小中学校3学期始業式	学校教育課
1月8日	水	1月定例教育委員会 第3会議室 14:00～ 1月定例校長会 第5会議室 9:30～ 3学期給食開始	教育総務課 学校教育課 学校給食センター